

公益財団法人南英育英会
理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人南英育英会(以下「本会」という。)の定款第14条、第31条に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「役員」とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。
- (2)「報酬等」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3)「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2. 役員等には、報酬として常勤、非常勤を問わず、会議等への出席の都度、日当を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の役員等に対する報酬は、会議等への出席の都度支払う日当のみとし、一人一律10,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 本会の役員等に対する報酬は、会議等への出席の都度、現金にて支払う。

(費用)

第6条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
2. 会議等に出席した役員等については、交通費として実費相当額を支給する。
3. 業務により片道100km以上の地域に出張する場合の旅費は、別に定める旅費規程による。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。